



天王寺区



見守り相談室を

ご存知ですか？



「見守り相談室」は、地域と福祉をつなげます！

- 要援護者名簿を作り、災害時や日頃の見守りにつなげます。
- 地域で孤立し、困っている方を訪問し、必要な支援につなげます。
- 認知症の方が、行方不明になった時、早期発見・保護につなげます。
- 75歳以上のひとり暮らしの方などが安心して暮らせるよう地域の見守りサポーターへつなげます。



詳しくは
天王寺区見守り
相談室に
おたずねください！

問合せ

天王寺区社会福祉協議会「天王寺区見守り相談室」

大阪市天王寺区六万體町5番26号(天王寺区社会福祉協議会 ゆうあい内)

☎(06)6774-3385 ㊚(06)6774-3399

※本事業は大阪市からの受託事業です。

天王寺区見守り相談室

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

地域での見守り活動や災害時の避難支援のために、要援護者名簿をご本人の同意のもと作成するなど、次の3つの機能を通じて、地域における要援護者の見守りネットワーク強化に取り組んでいます。

機能 ①

要援護者名簿にかかる同意確認と名簿の整備

区役所から見守り相談室に提供された要援護者情報をもとに、対象者へ同意書を送付。返信にて同意の有無を確認し、同意された方の「要援護者名簿」を作成。地域の団体や民生委員などに名簿を提供し、地域における日頃の見守り活動や災害時の避難支援の準備などに活用しています。

機能 ②

孤立世帯への専門的対応

孤立死リスクの高い要援護者（セルフネグレクト等）で地域から孤立し支援につながっていない方へ訪問し、適切な支援へとつなげます。

機能 ③

認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

行方不明になる恐れのある方を見守り相談室にて事前に登録。行方不明になった場合、家族等からの依頼を受けて地域の見守り協力者（民生委員・児童委員、介護支援事業所等）へメール・FAXで発見協力依頼を行い、早期発見につなげます。

*メール・FAXでの協力依頼を行う際は、警察へ行方不明者届を出していただく必要があります。

区独自事業

独居高齢者等見守りサポーター事業

天王寺区では、高齢者の皆さんが少しでも長く住み慣れた地域で生活ができるよう75歳以上のお一人暮らし、または75歳以上の方だけでお住まいの世帯を対象に見守り活動を行っています。詳細についてはお問合せください。

【問合せ】 天王寺区社会福祉協議会「天王寺区見守り相談室」

大阪市天王寺区六万体町5番26号（天王寺区社会福祉協議会 ゆうあい内）
TEL (06) 6774-3385 FAX (06) 6774-3399